

下水道事業の経営に関する審議会等の設置状況

	審議会等の名称	設置根拠法令等	設置年月日	委員数
京都市	京都市上下水道事業経営審議委員会	京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例	平成 25 年 7 月 1 日	10 人以内
亀岡市	亀岡市上下水道事業経営審議会	亀岡市上下水道事業経営審議会条例	平成 11 年 3 月 30 日	15 人以内
向日市	向日市上下水道事業懇談会	向日市上下水道事業懇談会設置要綱	平成 20 年 1 月 22 日	10 人以内
長岡京市	長岡京市上下水道事業審議会	長岡京市上下水道事業審議会設置条例	平成 25 年 9 月 13 日	12 人以内
城陽市	城陽市上下水道事業経営審議会	城陽市執行機関等の付属機関の設置等に関する条例	平成 26 年 9 月 29 日	12 人以内
八幡市	八幡市上下水道事業経営懇談会	八幡市上下水道事業経営懇談会設置要領	平成 6 年 7 月 18 日	12 人以内
京田辺市	京田辺市上下水道事業経営審議会	京田辺市上下水道事業経営審議会設置条例	平成 27 年 12 月 28 日	8 人以内
木津川市	木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会	木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例	平成 19 年 3 月 12 日	15 人以内

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

(条例に基づく機関設置)

京都市、亀岡市、長岡京市、城陽市、京田辺市、木津川市

(要綱等に基づくもの)

八幡市、向日市、宇治市